令和７年度旧岩美鉱山坑廃水処理中和殿物処理業務仕様書

１　業務名
令和７年度旧岩美鉱山坑廃水処理中和殿物処理業務

２　廃棄物の排出場所
旧岩美鉱山坑廃水処理施設（岩美郡岩美町大字荒金720番地4）

３　業務期間
契約締結日から令和８年３月３１日まで

４　業務内容
本業務の受注者は、旧岩美鉱山坑廃水処理施設で発生する産業廃棄物の無機性汚泥（脱水ケーキ）を再生処理すること。

５　廃棄物の種類及び予定数量

産業廃棄物の種類	予定数量
無機性汚泥（脱水ケーキ）	１５０トン

※この予定数量は、排出量の上限又は下限として保証するものではない。

６　再生処理に係る提出物
受注者は、次の事項について委託産業廃棄物の再生処理計画書を、契約締結後に書面で発注者（鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課をいう。以下同じ。）に提出すること。
ア　再生処理施設に関する事項（名称、所在地、１日当りの受入可能量）
イ　再生する製品（以下「再生品」という。）に関する事項（品目、用途、その他の原材料、製造予定量、保管場所）

７　収集運搬業者、搬入日時等
（１）収集運搬業者
再生処理施設まで収集運搬する者は、別途発注する「令和７年度旧岩美鉱山坑廃水処理中和殿物収集運搬業務」の受注者（以下「収集運搬業務受注者」という。）とする。
（２）搬入日時等
再生処理施設への搬入日時等は、発注者、旧岩美鉱山坑排水処理施設及び（１）に規定する収集運搬業務受注者と協議の上、決定すること。

８　権利義務の譲渡等の禁止
受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

９　再委託の禁止
受注者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て関係法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。

10　責任の範囲

受注者は、発注者から引き渡された廃棄物を、再生処理の完了まで法令に基づき適正に処理しなければならない。法令に違反した業務を行い、又は過失により発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担によりその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

11　完了報告及び検査

受注者は、発注者から引き渡された廃棄物の再生処理が完了したときは、完了後３０日以内（令和８年３月分にあっては、同月３１日まで）に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。ただし、業務完了報告書は、マニフェストに代えることができる。

12　委託料の支払

委託料の支払は、原則、毎月の処理実績に応じた翌月の精算払とし、発注者は、契約単価に当該月の実績排出量を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を支払うものとする。

なお、消費税及び地方消費税の税率は、当該産業廃棄物の処分終了時における税率とする。

13　その他

（１）本業務に係る契約は、処理を行う廃棄物１トン当たりの「単価」を定める単価契約とする。

（２）処理する廃棄物の実績数量が予定数量と異なった場合においても、契約した単価の変更は行わない。

（３）（２）にかかわらず、業務期間を変更するとき、予定数量に大幅な変動が生ずるとき、その他必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更することがある。その場合は、変更契約を締結するものとする。

（４）受注者は、契約締結前に、本業務を行うために必要となる許可証（写し）を発注者に提出すること。

（５）この仕様書を遵守するために要する経費は、別段の定めのあるものを除き、全て受注者の負担とする。

（６）この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議して定める。

（参考様式）

再生処理計画書

令和　　年　　月　　日

鳥取県知事　平井　伸治　様

所在地
氏名（名称）
代表者名

令和７年度旧岩美鉱山坑廃水処理中和殿物処理業務仕様書の６の規定により、再生処理計画書を提出します。

ア　再生処理施設に関する事項		
	名称	
	所在地	
	１日当りの受入可能量	トン/日
イ　再生品に関する事項		
	品目	
	用途	
	原材料	
	本業務における製造予定量	
	保管場所	